

けじゃないです。網野子集落は見立てた土地だもんですから、県とかとは協議しておりません。

○10番（池田啓一議員） 先ほど来の質問を聞いたり、答弁を聞いたりしていますと、国道を使った、網野子峠から、網野子トンネルから帰ってくる人、又はその勝浦トンネルから出てくる人、要するに国道を使用される方々が使用されるのかなど、大部分はそう感じましたので、この質問をしたんですけど、どうなんでしょう。県とは相談したことはないのか、そういう形で、町としては。

○水産観光課長（保島弘満） トイレ整備について、県と相談したことはないかという御質問ですけども、道路整備において、トイレの整備等ができないかという相談というか、協議の前の前の段階、打診程度はしておりますけれども、その道路整備におけるトイレの整備は該当しないということで、それ以降は、協議は、相談しておりません。

○10番（池田啓一議員） 町単でこれはやっていくということですね。実証実験で、先ほど数値、数値の目的とか目標数値とか聞かれたんですけども、仮設トイレで、実際のその数値に達成するのかどうか疑問ですけども、是非、集落の方々も望んでいることです。また、その道路を使用される方々も望んでいることですので、前向きに、是非、進めていただきたいと思います。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第84号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって議案第84号、令和7年度瀬戸内町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第85号 令和7年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第4号）について

○議長（向野 忍議員） 日程第4、議案第85号、令和7年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第85号、令和7年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第4号）につ

いて、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第3号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。へき地診療所事業費に2,520万7,000円を追加したこと。

次に、歳入について申し上げます。諸収入に2,919万1,000円を追加したこと。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番（永井しずの議員） 8ページ、1款1項1目18節負担金、派遣医師給与とございます。これは何名の医師の分、又は何カ月分の分かをお尋ねします。

○保健福祉課長（信島浩司） 永井しずの議員の御質問にお答えいたします。この負担金につきましては、1名分の医師の負担金でございます、人件費でございます。へき地診療所では、当初、3名の医師で予算を組んでおりました。しかしながら、令和7年度から3名で要望していたんですけれども、2名しか県のほうから送られて、通知が来なかったものですから、6月補正で3名から1名減にいたしました。そのあとすぐにですね、県病院のほうから応援職員ということで、2名の応援医師を、それぞれ交代でですね、こちらに、へき地のほうへ応援していただけるということでありましたので、まずは、これは6月ぐらいから来ていただいたんですけれども、先に組んでいる2名分の負担金のほうから、その経費を補っていたものを、今回、応援分を新たに追加ということでございます。なので、応援医師としては2名が来ているんですが、それぞれ交代交代で来て1週間分、一月分を補っておりますので、人件としては1名分に相当する額かなということでございます。以上です。

○7番（永井しずの議員） まだ医師不足の中、こう派遣という形でも、また県病院から来ていただくということは本当にありがたいことですね。また、今、すごくインフルエンザが流行ってしまっていて、患者の数もすごく多いと聞いております。本当にこういう形で医者が来て、願わくば派遣でなく、ずっと常時、1人増員していただくのが一番理想だと思うんですが、はい、了解いたしました。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） 1点、確認させていただきたいと思います。7ページですね。歳入のへき地診療所施設整備事業補助金、239万2,000円、減額となっております。こちらについての説明を求めます。

○保健福祉課長（信島浩司） 泰山議員の御質問にお答えいたします。この減額につきましては、歳出のほうで内視鏡システムというシステムを、今年度、今、使っているやつが老朽化しておりますので、1,600万ほどかけて計上しております。これはまだ未執行なんです、県のほうでこの1,600万につきましては、2分の1の補助が出るんですけれども、県全体の枠というものがあまして、2分

の1を切る交付決定が、通知が届いたものですから、当初、2分の1で計上していた800万近くのを、その交付決定に合わせて減額歳入のほうを、まずはしております。内視鏡の執行については、今年度中に行う予定でございます。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

○5番（中村洋康議員） 質疑いたします。7ページですね。その雑入ですけれども、医師負担であったりとかですね、そういう中の財源手当ということで、雑入で措置しておりますけれども、これは、あとあと是一般会計からの繰り入れという形で処理する予定なんではないでしょうか、お聞きします。

○保健福祉課長（信島浩司） 中村議員の御質問にお答えいたします。議員のおっしゃるとおりでございます。歳入、どうしても歳入歳出、比べたときに、巡回会計、特別会計のほうは歳出増加になってしまいましたので、最終補正までは、このその他雑入のほうで、歳出が足りない部分をその他雑入ということで、調整をとりまして、最終的には一般会計からの繰り入れ、ルール分等を含めて赤字補填分ということで、最終的にはそのように調整するところでございます。

○5番（中村洋康議員） 分かりました。8ページお願いします。8ページのですね、修繕料ですね。修繕料の211万9,000円とありますけれども、内容の説明をお願いします。

○保健福祉課長（信島浩司） 中村議員の御質問にお答えいたします。この修繕料につきましては、今年度中に行われました消防設備点検と、あと電気保安点検のほうで、へき地のほうのその分電盤の老朽化、劣化が見られたということで、これの改修と、あと、高圧ケーブルのほうも、竣工以来のものを使用しているということで、こちらにつきましても、交換を、更新ですね、必要とするという指摘がございましたので、これにつきましても、急ぎ更新して、修繕料として計上いたしました。以上です。

○5番（中村洋康議員） あと1点ですね。その下の、その下か、違うよな、下ですね、医業、医業費ですね、酸素濃縮装置、携帯用酸素ボンベ借り上げ料、125万7,000円とありますけれども、この増要因をお聞かせください。

○保健福祉課長（信島浩司） お答えいたします。これにつきましては、へき地のほうが奄美の園の在宅医になっておりまして、奄美の園さんの利用者、その酸素吸入を必要とする利用者さんがおりまして、その利用者さんの増加と、あと、在宅訪問診療のときにも、在宅診療のほうでも酸素ボンベを必要とする利用者さんが増加傾向にあるということでございますので、その酸素ボンベの借上料ということで。ちなみに1本3万6,000円でございます。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第85号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって議案第85号、令和7年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第86号 令和7年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（向野 忍議員） 日程第5、議案第86号、令和7年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第86号、令和7年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第2号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。保健事業費に74万2,000円を追加したこと。

次に、歳入について申し上げます。繰入金に93万7,000円を追加したこと。

次に、直営診療施設勘定について申し上げます。歳入の所収入に21万3,000円を追加し、歳出の総務費に19万7,000円を追加したこと。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第86号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって議案第86号、令和7年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議案第87号 令和7年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（向野 忍議員） 日程第6、議案第87号、令和7年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第87号、令和7年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第2号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。保険給付費の介護サービス等費に1,791万9,000円を追加したこと。

次に、歳入について申し上げます。国庫支出金の国庫補助金に1,711万8,000円を追加したこと。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） 10ページ、お願いいたします。地域介護・福祉空間整備事業ですね。こちらの交付金もあるかと思えますけれども、こちらの内容について、説明を求めます。

○保健福祉課長（信島浩司） 泰山議員の御質問にお答えいたします。この地域介護・福祉空間整備等施設整備事業と申しますのは、厚労省の事業であります。これにつきましては、その小規模多機能高齢者施設でありますとか、認知症のグループワークを運営している施設等につきまして、若干、範囲は限定的ではございますが、事業所のほうから、直接、厚労省のほうに申請をしまして、採択されましたら、自治体のほうに経由して入ってくるということで、今回、潤生会さんのグループホームひまわりのほうで、災害時の自家発電装置ですね、非常用大型自家発電のほうを申請して、それが採択されたということでございます。一つの事案当たり773万円が限度額ということで、限度額までの経費をですね、採択されたということで、今回、予算措置して、グループホームひまわりのほうへ、この経費を歳出するということになります。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。こちらのほうは、鹿児島県、もしくは瀬戸内町のほうから、各、その対象となる事業者のほうに案内が出されているということで、今回の潤生会さんが申請されたということですね。分かりました。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第87号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって議案第87号、令和7年度瀬戸市町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第88号 令和7年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（向野 忍議員） 日程第7、議案第88号、令和7年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第88号、令和7年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第2号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。保健事業費に50万3,000円を追加したこと。

次に、歳入について申し上げます。繰入金に61万4,000円を追加したこと。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第88号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって議案第88号、令和7年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第89号 令和7年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第3号） について

○議長（向野 忍議員） 日程第8、議案第89号、令和7年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第89号、令和7年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第2号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、第1表の歳出について申し上げます。船舶交通費のせとなみ費に762万9,000円を追加したこと。フェリーボート費に1,361万円を追加したこと。船舶建造費に520万8,000円を追加したこと。

次に歳入について申し上げます。諸収入の雑入に9,485万6,000円を追加したこと。町債から6,720万円を減額したこと。

次に、第2表について申し上げます。事業等の決定により変更を行ったことによるものです。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） 質問させていただきます。8ページ、お願いいたします。もう、以前も議会のほうでも話が出ていたところですが、改めてですけれども、こちらの町債ですね、せとなみ代替船建造事業施設整備地債のほう、6,720万円。こちらの減額の理由、改めてお願いいたします。

○商工交通課長（勇 忠一） 商工債の減額についてですけれども、これはせとなみ建造に伴う防舷材及びコンテナ、これの購入、設置に係る費用ですが、起債に組んでおりましたけれども、国庫補助を対象とするように事前協議を進めておりました。それが内定をもらったものですから、国庫補助となる場所なんですけれども、補助対象期間がですね、10月から9月となっておりますので、今回、国庫補助として内定をいただいたんですが、歳入は8年度になるということで、雑入のほうへ、その金額も、今回の補正と含めてですね、増額となっております。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。いろいろ交渉事ですね、お疲れ様です。

次ですね、10ページ、お願いいたします。10ページの船舶費、かけろまの11節の手数料、電子決済のほうになりますけれども、こちらのほう、当初予算からこういった増額ということで、ある種、利用のほうがですね、進んでいるのかなというようなことをお見受けするところですねけれども、こちらのほうで、今、この電子決済のほうは、受付のほうで、人が販売するところと、あともう一つのチケット売り場のところでの、自動販売機のほうですね、券売機のところでの電子決済も含んで、両方合わせての15万4,000円という補正の増額でよろしかったでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一） キャッシュレスの決済手数料についてなんですけれども、年々、設置してからですね、現在、増えてきておまして、前年度の倍以上の件数となってきておますので、その手数料の補正ということです。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。この部分でですね、ちょっと2点、お話ししたいことがあるんですけれども、まず1点がですね、せとなみが古仁屋港から往復する際ですね、特に朝の時間になるんですけれども、フェリーかけろまと発車時刻がですね、結構近いものでして、せとなみに乗ろうとされる方々が、実際に結構並んでいる時期になりますと、ちょっと乗車にあたって危ない形になっていまして、自販機の券売機のほうでも、せとなみの券売機をですね、改良にされたらどうかというふうに思うところなんですけれども、この辺りは現実的にどうなのかと思ひまして、ちょっと電子決済の件含めですね、ちょっとその辺り、せとなみのほうのチケットのほうを実験、自動券売機で買えるようにできないのかどうかという点、確認したいと思ひますが、いかがでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一） 私のほうは、せとなみのチケットも券売機のほうで販売しているという認識でしたが、ちょっと確認いたします。

○6番（泰山祐一議員） 御確認、お願いいたします。ちょっと乗車の客数のカウントがですね、人が販売しているチケットと券売機のほうで合わせて、ちょっと数が数えられないというようなところなどもあるようで、それなので、人のいるカウンターのほうでですね、販売のほうを、せとなみ、されているというふうに、以前、伺ったものでして、またその辺りが改善されていけばいいんですけれども、是非、まだであれば御検討いただきたいと思ひます。

また今、古仁屋港のほうに、この券売機、設置されておりますけれども、今後、フェリーかけろまのほうのですね、加計呂麻ターミナル然り、それ以外のところの、ほかの港のチケット販売のところにも設置予定などは、今後、検討される御意向はあるのかどうかという点も確認したいと思ひます。

○商工交通課長（勇 忠一） 現在のところ、古仁屋港以外の設置は考えておりません。加計呂麻島民のほうはですね、島民割引を使うために、毎回、片道券を購入している状況で、窓口での販売のみとなっております。古仁屋から行かれる方、日帰りの場合は通常、往復券を購入して行かれるものというところもありますし、また、かかる経費ですね。もう2カ所増えることによって、こちらの経費のほうがかさんでいきますので、そこについてもまた国・県と協議をしないと、設置という

のが難しい状況ですので、現在のところ、計画はありません。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。今後ですね、電子カード、電子マネーのカードとかですね、そういった部分等々も追々の中ですね、検討していくのも大事なのかなと思ったものでして、そういったところもですね、今後、研究できるようであれば、かなり費用は、今はかかるころかと思うんですけども、是非、その辺りも実現できたらよいのかなと思ったところでした。

次の質問に移ります。下の新せとなみ竣工式の祝賀事業を160万円計上されておりますが、こちら、前回、久慈トンネルのほうが開通式された際ですね、それよりも結構長く上乘せになっているなというところを感じたところですけども、どのようなことをされる予定なのかという点を確認したいと思います。

○商工交通課長（勇 忠一） せとなみの竣工祝賀事業についてですけども、これは9年前のフェリーかけろまの予算を参考として、同額で計上しております。フェリーかけろまの場合もですね、全額は使い切っており、かなりの金額を戻しておりますので、経費については節減してですね、祝賀会を開催したいというふうに考えております。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

○5番（中村洋康議員） 質疑をいたします。歳入ですね。先ほどもありましたけれども、併せて、雑入のほうも併せてというかですね、お聞きしたいと思いますけれども、この起債については国庫補助対象ということで、とりあえずこの、この補正においては雑入処理だということでありました。それも含めて、雑入で9,400万余りですけども、収支の中ですね、国庫補助対象にならない部分。今、課長の見込みで結構ですけども、このように仮の予算措置でですね、9,485万6,000円というものを計上しておりますけれども、国庫、この割合で結構です、予算ですので。大体どれぐらいが国庫補助対象にならない、いわゆる一般財源、一般会計からの繰入になるんだろうということがあり気になるところですけども、質問します。

○商工交通課長（勇 忠一） 今回の補正の2,700万の補助対象経費は幾ら、どれほどかということですけども、正直、はっきり分からないところではありますけれども、現在、補正しているものがですね、ほぼほぼ対象内、補助対象内の経費だと私のほうは認識しております、対象外となるのがこの建造の祝賀会、あと、加計呂麻ターミナル事業についても、これ10万であっても事前協議というのをやらないと認めてもらえない、そういった形がありまして、ここ辺りが補助対象外ではないかというふうに考えております。

○5番（中村洋康議員） いわゆるほぼほぼ国庫補助対象だと。その赤字分というか、差額分がですね、その国庫補助の対象分ということですね、了解したところですけども。先ほど、私も同じような、その竣工祝賀会ですね、補助対象ではないということで、先ほど答弁もですね、縮減して、それほど、この160万という金額までいかないように努力したいということでもありますけれども、やはりこの予算のですね、編成、計上に当たってですね、今一度、そういうことも含めてですね、やはり見積もりについてはですね、もう少しこう精査をするというようなですね、形を、財政

当局もチェックしていただきたいなというふうに思います。やはり予算編成のありようという、あり方というものです。ね、掴める、ぼつとやって、そして、そこまで使わないので減額しますよと、そういうことであればですね、元々の予算編成というものがですね、少し意味合いが違ってくるのかなというふうに思いますので、是非、何に使うんだという、そういう見積もりの中ですね、予算が計上するという、そこをですね、もう少ししていただきたいなと。やはりこう見ただけで、祝賀会で160万も使うのかという、そういうふうなことを考えますので、是非、その辺はですね、編成上、注意していただければなというふうに思うところです。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第89号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって議案第89号、令和7年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第90号 令和7年度瀬戸内町農業集落排水事業会計補正予算（第2号） について

○議長（向野 忍議員） 日程第9、議案第90号、令和7年度瀬戸内町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第90号、令和7年度瀬戸内町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第1号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、支出について申し上げます。農業集落排水事業費用の営業費用に74万円を追加したこと。農業集落排水事業費用の営業外費用に1万6,000円を追加したこと。資本的支出の建設改良費から17万円を減額したこと。資本的支出の企業債償還費から31万円を減額したこと。

次に、収入について申し上げます。農業集落排水事業収益の営業収益に3,000円を追加したこ

と。営業外収益に9,000円を追加したこと。

御審議の上議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第90号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって議案第90号、令和7年度瀬戸内町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第91号 令和7年度瀬戸内町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（向野 忍議員） 日程第10、議案第91号、令和7年度瀬戸内町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第91号、令和7年度瀬戸内町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第1号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、支出について申し上げます。簡易水道事業費用の営業費用に394万4,000円を追加したこと。簡易水道事業費用の営業外費用から19万5,000円を減額したこと。資本的支出の建設改良費から2,672万9,000円を減額したこと。資本的支出の企業債償還金から912万円を減額したこと。

次に、収入について申し上げます。資本的収入の企業債から2,280万円を減額したこと。資本的収入の補助金から1,250万円を減額したこと。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） 質疑させていただきます。11ページ、お願いいたします。11ページのほうの1款1項の修繕費ですね、こちら350万4,000円となっております。こちらについての理由説明をお願いいたします。

○水道課長（栄 順二） 泰山議員の御質問にお答えいたします。こちら、350万4,000円、修繕費ですが、瀬相地区の地下水ポンプの設備の更新整備となっております。今年は、例年と比べまして降雨量が少なく、また、これから冬場の時期、渇水期という形になっております。瀬相地区の地下水ポンプにつきましては、設置から30数年経過しておりまして、揚水量もかなり低下してきている。そういったこと、緊急性もございまして、今回、瀬相地区の地下水ポンプの整備更新を行った、こういった費用となっております。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。適宜ですね、各地区のほうの老朽化具合もですね、見ながら、チェックしていただきたいと思えます。

次、その下ですね、こちら、資金的収入及び支出のほうの、資金的支出、建設改良費のほうの委託料の600万円、そして、34節の工事請負費、2,073万円ですね。こちらの、それぞれ減額となっております。それぞれについての説明を求めます。

○水道課長（栄 順二） お答えいたします。こちら、国庫補助事業費ではありますが、前回、第3回定例会におきまして、中村議員のほうからも御指摘ございました。こちら、本来、上水道事業として計上すべき予算でしたが、事業の内定通知が簡易水道国庫補助事業費という形で来ておりまして、こちら、ちょっと勘違いもございまして、今回、新たに、新たに簡水のほうの予算を削除しまして、上水のほうに計上し直したい。そういった趣旨でございます。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。あと、下ですね、公営企業債の元金ですね、こちらの912万円の減、こちらについての説明もお願いいたします。

○水道課長（栄 順二） お答えいたします。公営企業、企業債の元金、返済になるんですけれども、こちらのほうは決算のほう、確定しまして、今年度の元金の償還金、こちらのほうが確定した時点で912万という形で、通知が来ているということでございます。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第91号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって議案第91号、令和7年度瀬戸内町簡易水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

休憩します。再開は午後1時30分とします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時30分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

△ 日程第11 議案第92号 令和7年度瀬戸内町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（向野 忍議員） 日程第11、議案第92号、令和7年度瀬戸内町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第92号、令和7年度瀬戸内町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第1号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、支出について申し上げます。水道事業費用の営業費用に565万5,000円を追加したこと。水道事業費用の営業外費用に166万5,000円を追加したこと。資本的支出の建設改良費に2,500万2,000円を追加したこと。資本的支出の企業債償還金から1,254万6,000円を減額したこと。

次に、収入について申し上げます。資本的収入の企業債に1,250万円を追加したこと。資本的収入の補助金に1,250万円を追加したこと。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） 1点、確認させていただきます。13ページ、お願いいたします。13ページのほうの水道事業費用の修繕費、こちら390万ですね。こちらについてお尋ねしたいと思います。

○水道課長（栄 順二） 泰山議員の御質問にお答えいたします。こちらの修繕費、390万であります。こちらも地下水設備の更新整備費用となっております。場所に関しましては、嘉鉄地区の第2水源であります地下水設備、こちらの更新を行う予定となっております。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

○5番（中村洋康議員） 1点、お聞きしたいと思います。簡水にも共通していることなんですけれども、このページでいけばですね、15ページですね、企業債償還金、元金の償還金の1,254万円の減ということなんですけれども、ちょっと教えてもらいたいと思うんですけれども、起債の償還です

ね、元金の償還というのは、こういう補正予算で、このような形で大きな減額が出てくるというのはどうしてかなということをごすね、少しお聞きしたいなと思います。当初で分かっているものではないのかなと、その辺がちょっと気になるのですが、質問いたします。

○水道課長（栄 順二） 中村議員の御質問にお答えいたします。企業債の元金償還及び利息につきましては、確定する時期がございまして、大体9月、10月、9月以降という形にはなるんですけども、この企業債の元金償還に関しまして、その毎年度の事業が、大体、同額で進行しているのであれば、そこまで大きな差額調整というのは必要ないかと思うんですが、どうしてもその工事工程によって、その年度によっては、1億であったり2億であったり、その都度、企業債の借入額というのも変わってきておりますので、大体、当初予算におきましては、ある程度の予想を立てて計上するんですけども、実際は確定後でないと、きちんとした数字が出にくいというところがございます。

○5番（中村洋康議員） 当初予算編成時には、起債の額もそうですけれども、確定していないということですね。年度途中で確定したあとにという、そういうことですか。やはり企業会計、一般会計とはちょっと違うのかなということを感じたところです。分かりました。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第92号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって議案第92号、令和7年度瀬戸内町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 議案第93号 瀬戸内町課設置条例等の一部改正について

○議長（向野 忍議員） 日程第12、議案第93号、瀬戸内町課設置条例等の一部改正についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第93号、瀬戸内町課設置条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、人件費や物価の高騰により町財政への負担が大きくなることに伴う人員削減及び課の統合、係の統廃合により、行政改革の一環として、役場の機構の見直しを行い、効率的な運営を目指すため、課の新設等を実施するものであります。主な改正点は、町民生活課と税務課を統合して町民税務課に。水道課と町民生活課の生活環境係と衛生センターを統合して環境衛生課に改正するものであります。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番（永井しずの議員） 1点、確認させてください。今の税務課の場所と町民課の場所が合併して町民税務課になります。子ども家庭センターというのは4月から新しく設置されますけれども、それは前の説明のとおり、現在の町民課の一部の場所に置く、設置するという考えでよろしいでしょうか。

○総務企画課長（長 順一） 町民税務課となった場合の配置ということではありますが、家庭センターの配置としては、今の町民課の衛生係の位置のほうに配置されます。課全体としては、今、税務課と町民課の位置にちょうど二つに分かれることになりましたが、二つをまとめて町民税務課と、税務町民課というふうになる予定です。

○7番（永井しずの議員） 以前、全協で説明がありましたが、了解しました。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） 今度の春からですね、新たな課の統合ということになるのかということですが、今回の課局の統合に関してですね、狙いというか、方針として、こういったところの部分が、今後、さらに改善されていく、町民サービスがよりよくなるというような点をですね、お示しいただきたいと思います。

○総務企画課長（長 順一） お答えいたします。まず、子どもセンターが設置されるにあたって、これを町民税務課のほうに配置いたします。今ある環境衛生係と衛生センターのほうは水道課と統一、統合されて、衛生課として成り立つわけですが、もう一つ、年金係というのがございます。年金係は、今現在、職員が2人の配置というふうな形で、ここも改正しないと、やはり職員2名だと、やはり休みの関係であったり、町民から問われたときに担当者がいないというふうなことも起こっておりますので、やはり多数の人数で対応できるように、業務を、係は集約しますが、担当としては2人、3人というふうな形で、担当を持ち、対応していきたい。町民サービスを止めることなくするためには、係の統合も必要だということで、今回、今の課税係と年金係は統合いたします。そういう形で、なるべく係の人材が少なくならないように、多数で対応できるように、町民サービスに向けて、やはり担当者がいないというようなことが起こり得ないような形で対応していきたいと考えております。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。その部分で、様々な住民からのですね、申請だったり相談

だったりというようなものが、ある種、そこに集約をされていくというようなことになりますよね。そうした際に、一つ、今後ですね、是非、対策も立てた上で、春を迎えてほしいんですけども、やはり集中する時期というものが出てくるのかもしれませんが、その部分で、以前よりも、例えば町民として、いろいろな予定がありながら来られて、いつもどおり来たけれども、かなり並んでしまうとかですね、そういったような事案とかも出てこないようにですね、上手く人材の配置だったり、カウンターのですね、設置の方法だったりとかですね、そういったところも、是非、担当課長を含めですね、係のほうで協議していただきたいなというふうに思うところですので、御検討、お願いいたします。

あと、もう1点ですね、以前、ちょっと、少し相談させていただいたんですけども、今回の条例案ですけども、まず一つが、瀬戸内町の課設置条例の改正です。そして、瀬戸内町の水道事業の設置条例にも関する話にもなると思うのですが、同じ議案の中で二つの条例を改正するというようなことで、我々、今回、この議決事項の第93号ですね、迎えるわけです。それは特段、問題はないという認識で、念のため確認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○総務企画課長（長 順一） 今回、議案としましては設置条例等という形で、二つの条例であります。等という形で議案としては提出させていただいております。これまでも職員の給与改定等に合わせても、給与改定等という形で、水道課の条例も含まれて、当局の条例も踏まえて、一本化で条例改定をこれまでもしていた経緯もございますので、特段、問題ないかと考えております。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。あと、先ほど少しお話に出ましたが、子ども家庭センターのほうも、来春からですね、設置予定だということでしたが、以前、我々の委員会のほうでも調査させていただきましたが、こちらの子ども家庭センターは、何かしらこう皆様が親しみが持てるようにですね、何か室の名前だったり等々を考えてみてはどうかというようなことも、お話、少しさせていただいたところですが、今後、春に向けて、この部分、子ども家庭センターというような名前だけでいくのか。それとも、何か親しみが持てる名前などをですね、考えていく意向があるのかどうかという点、確認してみたいと思います。いかがでしょうか。

○町民生活課長（保岡忠洋） この件につきましてはですね、保健福祉課、それと町民、現状の町民生活課ですね、児童母子係、関係する職員で話し合った結果、一応、係名を子ども係だという話になりました。別段、その家庭センターについて、俗称というか、そういった愛称というか、付けるかといったら、もう子どもセンターでいいのではないかという結論に至っています。もし、何かいい案がありましたら、検討したいと思います。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 昨日ですね、我々委員会のほうでも、鹿児島県の日置市のほう、視察させていただいた際に、チャイマルという形ですね、そういったネームも付けていましたので、そういった親しみが持てる名前というものもですね、あると、皆さんが堅苦しくなくですね、一層されたんだなというようなことも、春から浸透するのかなと思ったところでした。そういったところも、もし公募とかですね、かけてみたりとかされてみたらどうかと思ったところでしたので、今

後、一つ、検討材料としてされてみてもどうかなのと思ったところでしたので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第93号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって議案第93号、瀬戸内町課設置条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 議案第94号、瀬戸内町政治倫理条例の制定について

○議長（向野 忍議員） 日程第13、議案第94号、瀬戸内町政治倫理条例の制定についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第94号、瀬戸内町政治倫理条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、昨今の他自治体における首長や議員の倫理問題を受け、改めて町政が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その負託に応えるため、町長、副町長、教育長及び町議会議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項について明文化することを目的として制定するものです。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） 質疑のほう、させていただきます。まずですね、こちらの政治倫理条例の部分ですけども、前提として確認をさせていただきたいのが、我々、当然ながらですね、法律に遵守して、また、条例に遵守しながらですね、業務等を行っていかねばいけないというようなところかと思いますが、この政治倫理条例ができることによって、当然ながら法律、例えば公職選挙法などですね、そういったものを遵守しなればいけないというようなところあります。この政

治倫理条例ができることによって、先ほど町長からも説明がありました、対象者のほうがどの部分を、今後ですね、やはり特に配慮していかなければいけないようになるのかというところをお示しいただきたいなと思います。いかがでしょうか。

○総務企画課長（長 順一） お答えいたします。今回の倫理条例でも、特にこの政治倫理の基準という形で、4条のほうにうたってありますが、町長及び議員は、町長等及び議員は次に挙げる政治倫理基準を遵守しなければならないとあります。これが1から6までございますが、このようなことをしっかり守ることによって、町民からの信頼関係、また、公平性というのが保たれていくのではないかと。やはりこれは守ることが大前提でなんですが、まずはこういうことを、この倫理条例を制定することによって、この条例が逆に活かされるのではなく、この条例に違反しないような形で、倫理をしっかり守っていただきたい。その抑制するための条例を制定して、このようなことが起こらないような形が一番望ましいのかなと思っております。

○6番（泰山祐一議員） 承知いたしました。ある種ですね、この政治倫理基準ですね、第4条を1から6、熟読させていただきました。その中で、やはり我々、各政治家の方々はですね、当然、公人でありながらですね、当然、プライベートの私人というような面もあろうかと思えます。その中で、特にこの（4）政治活動に関し、政治的、又は道義的批判を受ける恐れのある行為をしないこととし、その後援団体についても同様とすることというようなことになりますけれども、これは言ってみれば、我々、この議会活動以外の部分に関しても配慮していかなければいけないというようなことになるのでしょうか。確認させていただきたいと思います。

○総務企画課長（長 順一） お答えいたします。この4条にうたってあります、政治活動に関して道義的批判のある行為とは、特に公職選挙法であったり、後援の団体でいえば政治資金規正法に触れるような行為はしてはならない。特に、この中であるのは寄附行為等でございます。やはり政治活動の中で、公職選挙法でもうたってある寄附行為については、やはり厳正に対処していかなければならないと思っております。後援団体に至っては、やはり政治資金規正法に定められた寄附行為、この法に定められた寄附行為についても、やはり団体がそこを罰せられることがあると、政治家にとっても、やはり政治家も同時に責任を負わないといけないということになりますので、この倫理条例からすると、逆に町長との関係の団体がそういう違反をすると、町長にまで影響を及ぼすよという形で、しっかりとした政治家としての責任を持っていただきたいという上で、この倫理条例の4条が制定されていると考えております。

○6番（泰山祐一議員） その話もちろんあると思いますが、私がこの質疑の冒頭でもですね、確認させていただきましたが、やはり法律、公職選挙法に関しても既に定められている中でですね、我々政治家、特別職の方々も配慮していかなければいけないというのが、もう既にあるわけですね。その中で、今、課長のほうからも御説明ありました、道義的批判の部分ですね。特に寄附行為などというようなことは、もう既に公職選挙法のほうで定められている決まり事ですので、これはもう当然ながらやらなければいけないという中で、敢えてこれを条文にされているというようなこ

とでの、この条例の条文の解釈というところの道義的批判というようなことはもっと幅広いものではないのかなと思っているんですけども、その部分で、その道義とは何なのかというようなところですね、改めて確認してみたんですけども、法には触れないけれども、社会の常識や倫理観から見てどうなんだというようなことに対して、これは道義的な部分というふうに解釈するところですけども、なので今おっしゃられていた部分も当然そうですけども、町民の方からすると、もっと幅広い範囲で、我々はこの倫理観というものをですね、意識しながら、政治活動などを行っていかねばいけいという心構えでいなければいけいのかどうかと思ったところですが、その点、改めて確認してよろしいでしょうか。

○総務企画課長（長 順一） やはり議員がおっしゃるとおり、町民からすれば、社会的な観点からその倫理に違反する。法を守るのは当然ですが、社会的な観点から、やはりこれはおかしいのではないかというふうなことが見受けられる部分については、そこは倫理、今回の倫理条例で制定してありますので、それが実際、どこまで抵触するのかというのは、やはりこの中でも定めてあります、住民からの調査請求権がありますので、そちら、あがってきて、実際の審査会に諮っていただいて、それが抵触するのかもしれないのかというのを判断していかなければならないものかと思しますので、幅広いところで関係がございますので、今現在、これが払拭するというのは答えられません、その部分については、やはり住民が感じ取る中で、やはりそれが倫理に反しているというふうな受け取り方がされるのであれば、それは調査請求という形であげていただければいいかなと思っております。

○6番（泰山祐一議員） 承知いたしました。やはりそういった点では、今後、さらにですね、この条例が制定されたらですけども、よりですね、我々、各政治家の皆様においては、特にですね、気をつけていかなければいけいというような点かと思えます。それらも踏まえて、町民の調査請求権というものが第5条に記されております。その中で、有権者の200分の1以上の者の連署をもって、町長等に関わる者については、町長や議員に関わる者については、議長に調査を請求することができるというような運びになっておりますので、この200分の1というような数字ですね。改めてですけども、瀬戸内町民のこの有権者で表すと、大体、およそ何名ぐらいになるんでしょうかね。

○総務企画課長（長 順一） 有権者の、瀬戸内町で、今、数字的に例えますと、瀬戸内町の有権者が約7,000名ほどございます。その分の200分の1ですので、35名という数字が出てくるかと思しますので、今、申し上げるのは35名が大体の数字かと考えております。

○6番（泰山祐一議員） 承知いたしました。是非ですね、この条例制定されたあとの部分も踏まえて、今回、敢えて話をさせていただきたいと思えますけれども、次の一般質問の中でもですね、少し触れさせていただいております。やはり我々議会、そして執行部、二元代表制で、町長と様々な予算審議、条例等をですね、議決していくわけです。その中で、やはり議会基本条例の中にも記されているとおり、緊張感を持って、そして、この町のことを考えてですね、お互いが、それぞれ選

挙で選ばれた立場の中でやり取りをし合うというような関係値が、地方議会においては非常に重要だと感じております。その部分で、やはり特にですね、例えば、首長と、そして、我々議会議員の、やはり一定の距離感というものも大事ではないのかなと思うわけです。特段、その中で、特別職の後援会のほうにですね、現職の議会議員がですね、そこに何かしらの形で、表に出てしまう。名前が出てしまうというようなことは、やはり控えていくべきかなというふうに思うわけですので、是非、そういった部分も、今後、この政治倫理条例の中で、改めて、もしそういったところで、意識を言われて感じる方がいらっしゃれば、是非、正していただいた方がよろしいのかなと、僕自身は思ったところですので、是非、その辺り、御配慮のほう、よろしく願いいたします。以上となります。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第94号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって議案第94号、瀬戸内町政治倫理条例の制定については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 議案第95号 西古見G A T Eの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（向野 忍議員） 日程第14、議案第95号、西古見G A T Eの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第95号、西古見G A T Eの設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、町営キャンプ場施設西古見G A T Eについて、その設置及び管理等に関し、必要な事項を定めることを目的に制定した条例の一部改正を行うものです。なお、主な内容は、利用料金については定めていたものの、その額について明記されていなかったため、今回の改正で別表として新たに追記するものです。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） こちらの西古見GATEの設置及び管理条例に関しての一部改正の条例ですけれども、こちら、今回、別表で改めてですね、各宿泊等からですね、物販関係に至るまでの料金のほうを整理していただきました。そして、この部分で、今後ですね、この条例が、改正がですね、可決されたあとですね、公布の日から施行されるとなっておりますが、これも、昨年から西古見GATEのほうが開業して、そして、料金のほうを徴収しているというような形になりますが、一つ確認したいのがですね、この地方自治法の中で、この公の施設で料金を頂戴するというような場合には、法的にはしっかりと定めなければいけないというふうになっているんですけれども、この部分、これまで1年ほどですかね、料金を頂戴していたわけですが、この部分が何かしら法的な部分でですね、例えば返金しなければいけないのかとか、そういった手続きの部分でどうなっているのかというようなところ、確認させていただきたいと思います。

○水産観光課長（保島弘満） 条例に記載がなかったもので、この、去年からの分はどうなるのかという御質問ですけれども、先ほど町長のほうも説明しましたけれども、利用料金については定めております。ただ、条例で、その数字的な金額、それが明記されていなかったということで、今回、条例でしっかり数字を、数字を入れて、条例制定をするということなんですけれども、地方自治法の228条第1項に使用料は、使用料、手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないでございますけれども、ここの解釈の部分で、西古見GATEについては、西古見GATEのホームページで料金については掲載しております。ただ、数字的な部分が条例に載っていませんでしたので、今回、全庁的な取組として、今、いろいろ検討、改正等の準備をしているところなんですけれども、先駆けて西古見GATEの使用料、条例、使用料について、条例化、明文化するということです。

○6番（泰山祐一議員） 今、説明ありましたところは理解いたしました。確認として、この1年ほどの期間ですね、この条例に料金が定められていないという状況の中で、その1年ほどの期間、頂戴をしていたわけですよ、ホームページに載っていたとしてもですね。その部分が、返金する責任等がないのかどうかという点の、法的な部分の対処というようなところが、特に問題がないのであれば、問題がないというような見解をいただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。

○水産観光課長（保島弘満） 問題がないかという御質問ですけれども、ほとんどの条例で、その使用料については規則で定めるとか、そういった書きぶりがあります。ですので、特に問題はないと認識しております。

○6番（泰山祐一議員） そうしましたら、今、おっしゃられていた自治法にある、その条文の中にあるものに関しては、規則で別途、明記するというような形であれば、問題がないということですよ。その上でですね、確認をしましたが、規則の部分ですけれども、見せていただきました。規則の中にもですね、ちゃんとした、この別表のような料金価格の部分、書

いていなかったんですけども、その部分においてはどうなるのでしょうか。

○水産観光課長（保島弘満） 説明が不十分ですね。規則、他の条例に関しては、条例において規則で定めるとかあります。西古見GATEについては、ホームページでその利用、利用料金については周知しておりますので、特に問題はないと思います。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。この条例の第8条の2項ですかね、西古見GATEホームページ等により周知するものとするというようなところの意味合いということですね、分かりました。その部分を踏まえてですね、今後、このような形で、やはり条例のほうにちゃんと明記した方がいいというような形で御対応いただいたということで、この条例改正案になりますので、今後、新たな施設等ができる際には、そういったところも配慮されるようにですね、是非、この法的な部分の確認などもですね、各課のほうで意識していただきたいなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第95号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって議案第95号、西古見GATEの設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 議案第97号 瀬戸内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（向野 忍議員） 日程第15、議案第97号、瀬戸内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、町長に提案による説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第97号、瀬戸内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、こども子育て支援法等の一部改正により、こども誰でも通園制度が市町村の認可事業として位置付けられたことに伴い、本町における同事業の設備及び運営の基準について定めるた

め、条例を制定するものであります。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第97号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって議案第97号、瀬戸内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議案第98号 瀬戸内町過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（向野 忍議員） 日程第16、議案第98号、瀬戸内町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第98号、瀬戸内町過疎地域持続的発展計画の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、瀬戸内町過疎地域持続的発展計画の変更においては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、当該市町村の議会の議決を経て、過疎地域持続的発展市町村計画を定めることができるとされていることに伴い上程するものであります。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○町長（鎌田愛人） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） 1点、確認したいと思います。こちらのほうの別紙協議例のところ、産業の振興のところの、(4) 地場産業の振加工施設ですかね、ところになります。そちらのほうに、変更後、加計呂麻きび酢運営事業（出資金）という形、記載ありますが、こちらについて、これを明記した理由ですね、お尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えいたします。この加計呂麻きび酢運営事業費事業（出資金）ですね。こちらを過疎債の対象と、追加としたためということになっております。以上です。

○6番（泰山祐一議員） そうしましたら、今後、増資をしていくとかですね、そういった可能性が、一応、あるみたいなどころになるんでしょうかね。その点、確認してよろしいでしょうか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えいたします。増資等についてはですね、担当課であります農林課のほうとも協議をしながらですね、検討していきたいと思っています。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

○5番（中村洋康議員） 1点ですね、お聞きしたいと思います。これ、何ページかな。ページはちょっと分からないんですけども、事業計画の中ですね、過疎地域持続的発展特別事業、留学児童生徒支援補助事業ですかね、についてのですね、これ、変更が左の欄ですよ、変更後がですね。この留学児童生徒の支援補助事業、具体的な事業内容ということで、上段のほう、あります。本町における人材の確保及び育成を図るため、本土等の児童生徒が本町の小中学校に留学するために必要な経費の一部を支援する。留学生が、奄美の自然や地域に共同で触れることで、豊かな人間性を育み、自らを云々とありますけれども、これ、留学生に限ったということに考えていらっしゃるんですかね。その辺、ちょっと。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） この財源措置ということで、過疎、かつていうソフト債とかいうこと、ソフト債を使って充当したいという財政的な要請から申請されたものと思っております。教育委員会サイドとしては、奄振交付金ですかね、その補助金を財源として考えていたところですけども、その一般持ち出し分につきまして、過疎ソフト債、ここでいう発展的持続、この過疎地域持続的発展特別事業、こういう名目で過疎のソフト債ですね、それを充てようという判断を、財政サイド、企画サイドでされたので、こちらに掲載するようにしたということであろうと理解しております。

○5番（中村洋康議員） 私が申し上げたいのはですね、児童生徒、地元の子も含めてですね、この教育であつたりとか、ここに書いているものがですね、留学生のみのことを書いているので、その辺が、そのことについて、この過疎計画の中でですね、あげているが、どういうことなのかなという、そこをお聞きしたかったんですよ、追加ですね。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 教育委員会の理解としましては、こちらが留学制度ですね、加計呂麻留学等の留学生に対して補助金を出しておりますけれども、それに対して、補助金もありますけれども、その裏、町負担分につきまして、そこに起債を充てようという判断から、ここに掲載されているものと考えております。この中身がどこまでということですけども、この文言からしまして、留学生への補助金への補助裏に対する起債充当ということであろうと考えております。

○5番（中村洋康議員） それでは、もう質疑ということではなくて、提言というかですね、この記載、ありますけれども、やはり学校、学校教育に限らずになるかもしれません。児童生徒の教育の振興の中においてですね、事業を実施するに当たって、このことに当たっての経費に係る過疎債を

適債にするという事業であればですね、これが留学生のみなのか、それとも。瀬戸内町の子供たち全てを対象にすることなのかということが少し気になったものですから、是非、学校教育の推進という中で、子供たちの教育の推進という中で言えばですね、留学生のみで必要な部分もありますけれども、この文言がですね、留学生のみじゃなくて、子供たち全てにかかるものではないかなというふうに思ったものですから、その辺のことはですね、是非、検討していただきたいなというふうに思います。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第98号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって議案第98号、瀬戸内町過疎地域持続的発展計画の変更については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第17 議案第99号 瀬戸内町における辺地総合整備計画の変更について

○議長（向野 忍議員） 日程第17、議案第99号、瀬戸内町における辺地総合整備計画の変更についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第99号、瀬戸内町における辺地総合整備計画の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法、措置等に関する法律により、公共的施設の整備を行う市町村は、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定めなければならないとされております。今回は、古仁屋辺地、加計呂麻辺地における辺地総合整備計画の変更であります。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第99号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって議案第99号、瀬戸内町における辺地総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第18 同意第3号 教育委員会委員の任命について

○議長（向野 忍議員） 日程第18，同意第3号，教育委員会委員の任命についてを議題とし，町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 同意第3号，教育委員会委員の任命について，提案理由の説明を申し上げます。

本議案は，教育委員会委員の任命についての議案であります。福田豊久氏を，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により任命するものであります。

御審議の上，同意くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから，質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから，討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから，同意第3号を採決します。

この採決は，起立によって行います。

本案は，これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって同意第3号、教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

△ 日程第19 請願第1号 瀬戸内町、奄美大島、奄美群島の血液供給体制に関する請願

○議長（向野 忍議員） 日程第19、請願第1号、瀬戸内町、奄美大島、奄美群島の血液供給体制に関する請願を議題とします。

お諮りいたします。

本件は、請願第1号については、会議規則第92号第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思えます。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから請願第1号、瀬戸内町、奄美大島、奄美群島の血液供給体制に関する請願を採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第1号を採決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

したがって、請願第1号、瀬戸内町、奄美大島、奄美群島の血液供給体制に関する請願は、採択することに決定しました。

○議長（向野 忍議員） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日、12月10日水曜日は、午前9時30分から本会議を開きます。

日程は一般質問であります。

本日は、これで散会します。

散会 午後 2時23分